

意 見 書

令和7年11月5日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和7年11月5日に開催した令和7年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より中山間地域総合整備事業1箇所、道路事業3箇所、街路事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）中山間地域総合整備事業【事後評価対象事業】

501番 御浜西部地区

501番については、平成22年度に事業に着手し、令和2年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番の事業の効果については評価結果の妥当性を認め
る。

（2）道路事業【事後評価対象事業】

502番 主要地方道北勢多度線（阿下喜）

502番については、平成28年度に事業に着手し、平成30年度に再評価を行い、令
和2年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、502番の事業の効果については評価結果の妥当性を認め
る。

（3）道路事業【事後評価対象事業】

503番 一般国道477号四日市湯の山道路

503番については、平成9年度に事業に着手し、平成18年度、平成23年度、平成24年度、平成26年度、平成30年度に再評価を行い、令和2年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、503番の事業の効果については評価結果の妥当性を認めます。

（4）道路事業【事後評価対象事業】

504番 主要地方道磯部大王線（志島バイパス）

504番については、平成18年度に事業に着手し、平成27年度に再評価を行い、令和2年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認めます。

（5）街路事業【事後評価対象事業】

505番 松阪公園大口線外1線

505番については、平成14年度に事業に着手し、平成23年度、平成28年度に再評価を行い、令和2年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、505番の事業の効果については評価結果の妥当性を認めます。